

2022（令和4）年度 第1回 伊賀市景観審議会

- 1 開催日 2023（令和5）年3月20日（月）
- 2 開催時刻 16時00分
- 3 閉会時刻 17時20分
- 4 開催場所 伊賀市役所 5階 501
- 5 事項
 - （1） 実績報告
 - （2） 上野東町地内における建築物の新築
 - （3） 小田町地内における建築物の新築
 - （4） その他
- 6 出席委員（9名）
浅野委員, 小丸委員, 滝井委員, 武保委員, 辻本委員, 天野委員, 菊野委員, 重住委員, 森藤委員
- 7 欠席委員（0名）
なし
- 8 事務局 山本建設部長、小西建設部理事、福田建設部次長、岩野建設部次長、川部都市計画課長、福西都市計画課公園景観係長、松井都市計画課公園景観係員、福岡都市計画課公園景観係員（8名）

-----16時00分開会-----

事務局）開会のあいさつ

事務局）出席の報告

事務局）議事の確認

事務局）本日の資料の確認

事務局）伊賀市情報公開条例に基づき会議録作成のための音声録音について

事務局）傍聴人確認

傍聴人0名

発言者：会長

発言内容： それでは、事務局の方から議事 1 実績報告についてご説明をお願いします。

————事務局説明————

発言者：会長

発言内容： ご説明ありがとうございました。委員の方から何か質問やご意見ございませんか。私から一つよろしいですか。太陽光のパネルの届出というのがありますか。

発言者：事務局

発言内容： 太陽光パネルは工作物に該当しますが、伊賀市では、工作物の届出基準を「高さ 10m以上」と定めているため、太陽光パネルの設置自体の届出はありません。しかし、併せて土地の形質変更や、木竹の伐採が 3000 m²を超えるとときがありますので、その際は届出を提出いただき、景観に配慮をしていただくように指導を行っています。

発言者：会長

発言内容： ありがとうございます。数年前、三重県全体でメガソーラーが問題になっていました。私は三重県下で他の景観審議会にも所属していますが、特に志摩市などは、日当たりがいいので問題になっていました。なので、太陽光のガイドラインの策定をしています。もうあまりメガソーラーは相談等ないですか。

発言者：事務局

発言内容： 伊賀市では太陽光の設置要綱に基づいて建設管理課が所管しています。1000 m²以上で事業を行う際は届出が必要になっています。昨年度と届出件数は同程度ですが、田畑を利用してというパターンはよく聞きますが、メガソーラーについてはそんなに大きなものは今のところ聞いていません。

発言者：会長

発言内容： 先日亀山市で景観審議会を開いたときに、亀山市は 1000 m²以上の場合は届出が必要なのですが、1000 m²にギリギリ満たないようにされたりしませんか。

発言者：事務局

発言内容：あります。

発言者：会長

発言内容：1000～2000 m²の中規模程度の太陽光発電施設が急増しているように感じます。

発言者：事務局

発言内容：砂防法や、林地開発に抵触しない面積に抑えて、かつ隣接地ということもあります。

発言者：会長

発言内容：亀山市も伊賀と同様にガイドラインを作って取り組んでいます。それに引っかけられないような要件で計画されて担当者も困っているような状況です。市民からすれば、1000 m²をギリギリ超えなくても感じ方は同じです。市民の方から市の方に問い合わせがあると聞いています。国全体が、再生可能エネルギーを推奨していますので、メガソーラーとまではいかななくても、中規模程度のものはこれから増加するのではないかと思います。

発言者：事務局

発言内容：農業振興地は規制があるので、それ以外の遊休地で計画されていくことが予想されますね。

発言者：会長

発言内容：届出の必要な規模を例えば500 m²に引き下げるなど、できるだけ届出をしてもらうのも良いかもしれませんね。メガソーラーは一旦落ち着きましたが、今後は中規模のものが予想されますので、届出をしてもらって市の方で指導をしていただいて、指導を受けたもので実施をしていただくということが重要になってきます。

発言者：事務局

発言内容：景観もありますが、排水処理の問題もあります。伐採、造成に伴う排水処理ができていなくて問題になることもあります。会長が言われた届出の面積のこともこれからの検討事項かと思っています。

発言者：会長

発言内容：それから住宅法が大幅に改正されて、高気密、高断熱の基準を満たしたもののしか申請できないようになってきています。また、環境への対策で新しい基準を設置して、太陽光発電を義務化していくという流れがあり、近い将来地方都市にも同様の基準ができることが予想されます。太陽光が屋根に乗って、高気密高断熱の家が将来の標準になってくることが予想されます。それが町並みを形成していくということになれば、景観計画も併せて行かないといけないのではないかということになります。先述した中規模くらいの太陽光発電のこともありますので、近い将来見直した方がいいとなれば、審議会の委員の皆様にご意見いただけたらと思います。

発言者：委員

発言内容：関連で太陽光の話ですが、届出が市の方にあったとき、どのように対応を行うか教えてください。

発言者：事務局

発言内容：太陽光の設置要綱については、建設部の建設管理課が所管しています。自然エネルギーの制度を推奨する中で、乱立を避けたり、排水処理であったり、道路への進入であったりとか事業者へのクレームも多々ある状況です。そういったものを規制するために建設部の中で設置要綱を設けて1000㎡以上のものは届出を提出していただいています。排水処理がどのような形でされているか、地域の方の合意形成についてもヒアリングをし、届出を受理している状況です。

発言者：委員

発言内容：ありがとうございます。合意形成について地域へのコンセンサスというのはどのようにとっていますか。

発言者：事務局

発言内容：1000㎡であれば、土地形質の変更を伴うので1000㎡で定めていますが、悪質なものと地域の方から声があれば、規模を問わず指導の方はしている状況です。合意形成につきましても規模に関わらず、地域に取っていただきたいということはお伝えをしています。

発言者：委員

発言内容：地域の単位というのは、自治会なのか、自治協なのかどうですか。合意先は誰になりますか。

発言者：事務局

発言内容：自治会になります。面積が大きくなってくると、砂防法や林地開発等の方が上位法になりますので、同意の方もそれに即した形になっていきます。

発言者：委員

発言内容：そういった、マニュアルというのは市としてお持ちということですか。

発言者：事務局

発言内容：そうです。

発言者：委員

発言内容：今の話で、同意書に押印しなければ中止にできますか。できないですよ。地域が反対しても、強行されたら認めざるを得ないですよ。

発言者：事務局

発言内容：そうです。政府が推奨をしている太陽光発電になりますので。

発言者：委員

発言内容：巷のうわさで、外国企業が土地買収して事業を行うということを聞きますが、伊賀市の場合についてはどうですか。

発言者：事務局

発言内容：おそらく、外資系が入るのはメガソーラーなどの大規模なものになるので、伊賀市に届出を行っていただいているのは国内メーカーが大半です。隣の南山城村のメガソーラーについては外資系です。規模が大きくなってきたら外資系が入ってくることもありますが、中規模的なものであれば国内業者が大半になっています。将来的にはわかりませんが。

発言者：委員

発言内容：青山の方では山奥の方が「土地が規模の大きい業者に売れた」という話を聞きましたが、実現すると大変だなと感じました。

発言者：委員

発言内容：それは大変な話ですね。青山あたりは水源の重要地点です。市の方も注意してほしいです。

発言者：事務局

発言内容：市の方も、三重県や国であれば経済産業省の方が窓口になっています。定期的な会議が年に何回もございますのでそのあたりで情報共有したいと考えています。

発言者：委員

発言内容：太陽光の話は、土木や治水などでは色んな規制をかけられますが景観の方ではあまり言われていないですよ。名阪国道を走っていても山が全てパネルでおおわれているのを見ます。熱海の土砂崩れの件もあるので危険だと思いますが、景観という切り口で住宅の屋根のパネルにしても取り組んでいかないとイケませんよね。田園風景を守るということに関してはそういったことも議論の必要性がありますね。

発言者：委員

発言内容：風力に関しても同様ですね。

—以下事項一部非公開—

発言者：事務局

発言内容： これをもちまして令和4年度第1回伊賀市景観審議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。今後ともよろしく願いたします。